

平成28年総務企画委員会会議録

1. 招集年月日 平成28年9月14日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成28年9月14日 午前8時57分 委員長宣告
4. 審査事項
 1. 付託案件
 - 議案第50号 可児市議会議員及び可児市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第51号 可児市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
 2. 報告事項
 - (1) 指定金融機関の交代時期の変更について
 - (2) 可児市部設置条例の一部改正について
 - (3) 可茂広域行政事務組合理約の一部改正について
 - (4) 公平委員会共同設置に関する規約の制定について
 - (5) マイナンバーカードを活用した諸証明のコンビニ交付の実施について
 - (6) 平成27年度可児市総合戦略効果検証結果について
 3. 協議事項
 - (1) 選挙経費の公費負担について
 - (2) ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書について
 - (3) 地方議会議員の選挙期間中のビラの配布を可能とする公職選挙法の改正を求める意見書について
 - (4) 常任委員会での課題抽出について
5. 出席委員 (8名)

委員長	伊藤 壽	副委員長	野呂 和久
委員	林 則夫	委員	可児 慶志
委員	中村 悟	委員	酒井 正司
委員	澤野 伸	委員	大平 伸二
6. 欠席委員 なし
7. 説明のため出席した者の職氏名

市長公室長	前田 伸寿	企画部長	佐藤 誠
議会事務局長	吉田 隆司	総務部長	平田 稔
市民課長	山口 功	総務課長	杉山 修

会計管理者 高野志郎
議会総務課長 松倉良典

総合政策課長 瀬瀬新吾

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記 服部賢介

議会事務局書記 村田陽子

○委員長（伊藤 壽君） それでは、おはようございます。

ただいまから総務企画委員会を開会いたします。よろしくお願ひいたします。

では初めに、議案第50号 可児市議会議員及び可児市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

なお、執行部の方に申し上げますが、答弁する際は手を挙げて委員長の許可を得てから発言をお願いいたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○総務部長（平田 稔君） それでは、資料番号1番の11ページをお願いいたします。それと資料番号9番、議案説明書の1ページをお願いいたします。

それでは、議案第50号 可児市議会議員及び可児市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、市議会議員選挙及び市長選挙における選挙運動に係る公費負担の限度額を国の基準に準じて引き上げるというものでございます。

条例の詳しい内容につきまして、総務課長から御説明いたしますので、よろしくお願ひします。

○総務課長（杉山 修君） それでは、お手元の総務企画委員会資料のナンバー1をごらんいただきまして、こちらに沿って説明をさせていただきたいと思ひます。

これの一番上の目的でございますとおり、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が平成28年4月に施行されたことに伴う改正になります。

今回の条例改正は、この政令改正によりまして、国政選挙の公営に要する経費の限度額が引き上げられたことに伴いまして、これを基準として可児市の市議会議員、市長選挙における公費負担の限度額を定めているこの条例の改正をお願いするものでございます。

公職選挙法施行令の改正趣旨や概要につきましては、裏面をごらんください。

上から2番目の改正概要にございますとおり、国政選挙の公営に要する経費の限度額につきましては、3年に1度、参議院議員通常選挙の際に見直しを行うこととされておりますが、前回の改正は平成25年に行われておりますので、平成26年4月の消費税率の改正が折り込まれていなかったということで、今回、主にそれを反映した選挙カー使用やポスター作成に係る経費の限度額の引き上げが行われております。

表面に戻っていただきまして、上のほうの表に公職選挙法施行令の改正概要という形で記載してございます。これが、今回の施行令の改正内容ですが、人件費とか消費税を含む物価の変動等を反映したものということで、ごらんいただいているとおり、人件費についてはそのままとしまして、それ以外の経費は消費税の増税分を上乗せするという内容になってございます。

次に、真ん中の表に可児市における改正案が記載してございます。改正案といたしましては、公職選挙法施行令で引き上げられた選挙カー使用やポスター作成に係る経費について、

現行条例の限度額に消費税増税分を上乗せするという内容とさせていただきます。

なお、現行の限度額と上の表の公職選挙法施行令の限度額にかなり差がございますけれども、これはちょっと真ん中の表の下のところに米印で記載してございますとおり、平成19年度より経費負担の実情に合わせるという目的で、可児市におきましては国の4分の3の額を限度額としておるということが原因でございます。ちなみに、一番下の表に過去3回の可児市の選挙における公費負担実績が記載してございます。記載の数値は限度額に対する実際の公費負担の割合で、言ってみれば公費負担率ということになってまいります。いずれの選挙におきましても、当然、公費負担率は100%以下ということになっておりますが、この表の一番下の欄の総合計のところをごらんいただきますと、特に市議会議員選挙におきましては、平成23年度も平成27年度も公費負担率は、ほぼ3分の2という数値となっております。

続きまして、資料番号1番の議案書11ページをごらんいただきたいと思います。

実際の改正の条文でございますが、まず第2条におきまして、自動車使用とポスター作成に係る公費負担額の上限を定めております。この第1号で自動車使用の上限額、次に、12ページをごらんいただきたいと思います。こちらの第2号でポスター作成の上限額を規定いたしております。

次に、第4条では実際に自動車使用の公費負担をする際の手続や基準について定めております。第1号ではハイヤーを使う場合、第2号では車をレンタルする場合の賃借料や燃料費について規定しております。

次に、13ページをごらんいただきたいと思います。第5条、下のほうにございます。こちらでポスター作成の公費負担をする際の手続や基準を定めております。

なお、この政令改正がことしの4月に行われておきまして、ことし7月の参議院議員通常選挙から適用されておきますが、これを基準として定められている可児市議会議員及び可児市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例が適用される市の選挙というのが、御承知のとおり当分ないということで、通常の日程どおりですと、平成30年秋の可児市長選挙からの適用ということになります。

こうした経緯がございまして、執行部としましては改正内容を時間かけて精査させていただくということと、あと議会におかれましては、改正内容を十分に御審議いただけるように6月定例会に頭出しをさせていただいた上で、今回の9月定例会に上程をさせていただいておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、これより議案第50号に対する質疑を行います。

○委員（可児慶志君） ちょっと公費負担のところ、表の一番の下のところ、市議会議員・市長選挙における公費負担の実績で見ますと、かなり項目ごとに負担の率が違ったりしているというのがよくわかるわけですが、この中において、候補者個々の使い方の差というのがかなりあるのではないかなというふうに思いますが、その辺は実質上はどうでしょうか。

○総務課長（杉山 修君） 個々の使用実績につきましては、おっしゃるとおり、平均としてはほぼ上限の3分の2というところがございますが、かなりそれぞれで違いがございます。

例えば平成27年で申し上げますと、ポスターにつきましては、低い方ですと30%ぐらいの方もいらっしゃる、100%という方もいらっしゃるという状況になっておりますし、自動車のほうにつきましても、低い方は40%ぐらい、高い方は100%というかなり候補者ごとにばらつきはあるというのが実態でございます。以上でございます。

○委員（可児慶志君） 今のポスターの話もありましたけど、ばらつきがそれぞれの項目においても若干あるのではないかなという思いが前からしていたんですが、今回の改正そのものについては、6月に一応出させていただいているし、全国的な趨勢の中で改正が行われているということでよしとしていけばいいかなと思うんですが、今後、我々議員が候補者として、今後また選挙に臨むような場合には、もっとやっぱり公費を負担していただく上においては、きちっと襟を正して適正な使用方法をしていくべきではないかなというふうに思ったりしているところで、現実にそぐわないような中身、一部には金額設定がされているようなところもあります。個人的に思うには、例えば運転手の賃金なんかですね。12時間車を運転していただいて、実際にここでいう可児市の場合だと9,375円ですね。これを12時間運転して9,375円で済むという実例なんて、普通に考えたら、普通の賃金ではとてもたまらない金額じゃないかなというところも思ったりするところもあるんですね。

でも、これ公費で負担していただける話ですので、その候補者自身がそれ以上の分については負担していけばいいという、こういう考え方が成り立つわけですが、そうすると一つ一つの項目がどういう基準でもって公費負担を受けていくのか、最小限度額で設定するのか、あるいは最大で考えるのかという捉え方を、やはりもう一回議員個々が今後の公費負担のあり方についてみんな協議をやっていったほうがいいんじゃないかなというふうにも思ったりしています。

なかなか選挙管理委員会のほうでは、個々の候補者の領収書等を見られても詳細についてはなかなかわかりにくいところがあると思うんですが、実際に我々議員というのは一番よくその中身について承知をしておるので、私の提案ですが、委員長、今後この公費負担の限度額の検討を委員会として継続してやっていただくということを前提にこの案件については賛成していくというような方向で私は考えるんですが、継続で取り扱っていただくような方向でできますかね。

○委員長（伊藤 壽君） 暫時休憩といたします。

休憩 午前9時10分

再開 午前9時10分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、暫時休憩に引き続きまして会議を再開いたします。

今、可児委員から御提案いただきました件につきましては、一旦議案審議終了後、協議の中で協議してまいりたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

では、ほかに質疑はございませんか。

○委員（酒井正司君） まず、国の4分の3にしたという実情に合わせてということをおっしゃいましたですが、今可児委員がおっしゃるように運転手なんかはかなり厳しいけれども、ポスターなんかに関してはかなり幅があるのではないかとということで。この4分の3が全てに妥当だとお考えですか。

○総務課長（杉山 修君） もともと執行経費の限度額というのは、国が基本的には国の選挙の執行経費において、このぐらいは上限として見てみてもいいだろうというものをいろんな実情を調査した中で決められているというものが、まずございます。その上で、可児市においてどこまで公費負担を上限値とするべきかということ平成19年度の時点で我々のほうから御提案をさせていただいたわけですけれども、1つは、先ほどもごらんいただきましたように、4分の3にしてもまだ実際のお使いいただいている額というのはその3分の2ぐらいだという実態がございます。

あともう1つは、ちょっと最初にも申し上げましたけど、国の執行経費、基本としては東京を中心とした物価と、あとこのあたりの実勢の物価というところの差、この2つを勘案しまして、そのときに4分の3という判断をさせていただいて御提案をさせていただいたということでございます。

○委員（酒井正司君） 国の基準ありきでそれを倣うというのが一番無難ではあるんですが、やっぱり実情に合わせるということと、それから実情がこのルールとかけ離れているという面があると思うんですよね。例えば車関係、燃料、運転手、これは全国的に見たってそんなに大きな開きはないと思うんですね。地域手当なんかを見てもわかる程度ですわ。数%から10%台だと思うんですね。ただ、ポスターに関しては、多分選挙管理委員会の方は御存じだと思うんですがとんでもない大きな開きがあると思うんですよ。倍ぐらいの開きが十分あると思うんですね。そうすると、やっぱり先ほどの議員内部の問題の襟を正すということにつながるんですが、その基礎資料としてやはり果たしてこのポスターの部分を4分の3というのは妥当かという非常に疑問を感じるわけなんです。その辺のことはどうでしょうね。

○総務課長（杉山 修君） おっしゃるとおり、実際に使われている額にはばらつきは確かにございますが、繰り返しになってしまいますけれども、国の執行経費というものがやっぱり我々の判断材料としては一番大きいという中で4分の3という、そういう判断をさせていただいておりますので、あくまでこれは上限として、あとは議員の皆様方の御判断にお任せすると、選挙管理委員会としてはそういう姿勢で考えさせていただいています。

○委員（澤野 伸君） 関連にもなるかもしれませんが、運転手賃金の4分の3の妥当性というか、いわゆる人件費の部分で4分の3、地方選挙だから4分の3なのか、ちょっとその根拠が一律で、国の規模と対象の人員のところとの差で4分の3になっているのか、そのもとになるものがよくわからないんですよね、人件費に関しては。例えば他の地方自治体でそういうものを勘案して、距離と面積によって燃料費を算出するですとか、人件費にしては当然平均賃金等々を勘案しての妥当性を持ってきて数字をはじき出しているものがあるのか、ち

よっと実例があれば教えていただきたいのと、その根拠の部分ですね。ここの4分の3、人件費に関して同じようにしたというような感じをととても受けるので、お願いしたいと思います。

○総務課長（杉山 修君） ちょっと人件費と、あとその他の物件費といいますが、車の借り代とか燃料費というのは多分考え方が違うと思います。車の例えばレンタル料とか燃料費というのは、これは実費に基づいて算定がされているというふうに思っております。ただ、人件費につきましては、これは公職選挙法上でちょっと特別な考え方があるかと思っております。というのは、選挙運動に協力される方というのは、基本としてはボランティアという前提がございまして、その考え方の中で、本当に最低限の、さっきもおっしゃいました、たしかに実際の賃金とは現実には離れているという状況はあるかもしれませんが、公職選挙法の考え方は、基本としてはこれらの方の人件費というのは、積み上げたというよりもボランティアに対する報償という意味合いの額を規定しているというふうに思っております。以上でございます。

○委員（澤野 伸君） 他の地方自治体で、一律この4分の3でやっているのか。あと独自に算出した事例があるか、ちょっとそこら辺も教えていただけますか。

○総務課長（杉山 修君） とりあえず県内を確認しておりますけれども、ほとんどの自治体は、国の基準をそのまま条例化してみえます。一部、例えば切りのいい数字にしているとか、そういう市町村がわずかにございますけれども、4分の3という判断をしている自治体は、岐阜県内では調べた限りでは可児市だけという状況でございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、ほかに質疑はございますか。

○委員（可児慶志君） 車の場合ね、ハイヤー方式、運転手と車と一括でタクシー会社に頼む場合と、車だけを借りる場合の金額差が5万円ほどありますよね、公職選挙法が一番上の金額で見ますと。この差というのは基本的に人件費と燃料費ですか、これに入るんですか。燃料費は別に入っていますから人件費だけですよね、違いますか。

○総務課長（杉山 修君） これは、人件費と燃料費の両方です。

○委員（可児慶志君） 両方ですね。

○総務課長（杉山 修君） はい。

○委員（可児慶志君） 両方にしても、5万円ほどの差があるというのは、それはかなり燃料費というのは、ここに書いてあるように限度額7,500円ですか。そうすると、残りは運転している人やと。これはボランティアという感覚ではないですね。そうすると、この運転手だけの金額の物の捉え方と、ハイヤー方式の場合だと、物すごく人件費の捉え方が違ってくるわけなんで、この辺の考え方がちょっと不整合な感じがするような気がするんですが、その辺はまたどういうふうに整合性を考えればいいのか、ちょっと教えてください。

○総務課長（杉山 修君） 国の基準についてはおっしゃるとおりの形になっています。そこ

がどうしてなのかということが我々もちょっといま一つ不明確ではあります、たしかに。ですので、可児市の上限額としましては、国の基準のハイヤーの部分はもう外してしまって、このハイヤーの上限というのは、レンタカー代と燃料費と運転手賃金の合計額という規定の仕方にさせていただいております。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了します。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、討論を終了いたします。

これより議案第50号 可児市議会議員及び可児市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第50号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第51号 可児市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○総務部長（平田 稔君） それでは、議案書は15ページをお願いいたします。議案説明書については2ページになります。

議案第51号 可児市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

こちらは、平成28年11月7日から諸証明のコンビニ交付を開始いたしますが、コンビニに設置してあります、いわゆるキオスク端末から印鑑登録証明書の交付を受ける際の必要な手続を定めるものでございます。

それでは、詳しい内容を市民課長から御説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○市民課長（山口 功君） それでは、御説明いたします。

まず、議案書の15ページからでございますが、議案第51号ということで、ここに表がございます。この表を見ていただきますとおり、可児市印鑑条例に端末機による印鑑登録証明書の申請に関しまして、第10条の2を追加するものでございます。

内容につきましてですが、資料番号9の2ページのほうをごらんいただきたいと思います。

一番上の議案第51号でございますが、まず改正趣旨に関しましてですが、ただいま部長からありましてとおり、本年11月7日からコンビニ交付が開始されるわけでございますが、ここに書いてあります市及び民間事業者が設置する端末機で個人番号カードを利用して印鑑登

録証明書を交付するサービスということになります。これに対しまして、この交付を受ける際の必要な手続を定めるものでございます。

改正内容でございますが、この条例の第10条といたしますが、印鑑登録証明書の交付を申請するときは、窓口において印鑑登録証を添えて申請することを規定しております。これは今までどおりの印鑑登録証明書の交付の申請手続でございますが、この端末機導入によりまして、この端末機に個人番号カードの情報を読み込ませること及び暗証番号を入力することによりまして印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができるということとするものでございます。これは市民課窓口に設置する予定の端末においても同様でございます。

マイナンバーカードの個人認証情報と、それから暗証番号によりまして、個人の特定と本人確認を行った上で交付するための条例改正であります。

施行日は平成28年11月7日でございます。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） これより、議案第51号に対する質疑を行います。

よろしく申し上げます。

○委員（中村 悟君） これ、一般質問でどなたかしてみえたかなと思うんですが、手数料の関係ですけど、一般質問でありましたよね、たしかしてみえて、ちょっと……。申しわけないです。何回もですけど簡単に……。

〔「予算決算委員会ですかね」の声あり〕

予算決算委員会か。何かで聞いたような気がしますが、改めてまたちょっと簡単でいいんですが、教えてもらえますかね。

○市民課長（山口 功君） この手数料につきましては、まず申請者は端末機に、例えば住民票を例にとりますと300円でございますので、300円を機械に投入して交付を受けるわけでございますが、その300円のうち、本来の流れですと、その300円が市に入って、そこからJ-L I Sとの契約上123円を支払うというのが本来の流れですが、これが繰り返え支払いということで、まず先に123円を取っていただく格好になりまして、市に177円が入ることになります。市のほうは、歳出としまして123円分を委託料として組んでおりますので、その委託料をもう先に支払った格好になっておりますので、それを交付金振替で歳入に入れる、それで300円の収入があったという形をとるものでございます。これは、全ての諸証明につきまして同様でございますので、こういう形でトータルの枚数ですね、その種類の枚数に対して、その作業を最後の精算で行うという形になります。よろしいでしょうか。

○委員（酒井正司君） 直接この条例改正ではないんですが、関連だと思うんですが。個人番号カード、まだ全部発行済みじゃないですよ。たしか前の説明で、8,000枚台が申請で、6,000枚台が交付されたとやらも、たしかうっすら覚えているんですが、その辺はどうですか。11月7日施行ですが、それに間に合いますか。

○市民課長（山口 功君） ただいまありました8,000枚台、これは現在の申請者数でございます。これはJ-L I Sがつかんでいる数字ですね。それが市のほうへ数字が来るわけでご

ございますが、その中で、6,000枚台、これが3月までに申請された方の数でございます。その六千何枚がしについてはもう交付通知が届いておりますので、あとはとりに来ていただくのを待つという形になります。それが今のところ、ほぼ4,000枚ぐらいい出ておって、あと2,000人くらいですね、これから。一応期限が2カ月くらいとってあるわけですから、その間にとりに来ていただくという形になります。

あと、8,000枚と6,000枚の差ですが、この2,000人に対して、どんどん今届いておる格好になっております、カードのほうが。その都度交付の通知を出しておりますので、その方も順次カードが届きましたら、とりに来ていただく体制がこれから続いていきますので。それから出生、転入者に対してもどんどんこれからふえていきますので、その方についても国からカードが届き次第、交付通知を出すという形でいきます。

それが、コンビニ交付の広報があった以降どれくらいふえるかという想定はちょっと難しいところですが、そこでふえたものについてもとりに来ていただくことになりますので、それが答弁、これは一般質問で部長の答弁にありましたが、大体1割程度まで、1万人程度を現在予定しております。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに発言はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論ないようでございますので、それでは討論を終了いたします。

これより議案第51号 可児市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第51号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたします。

お諮りします。

本日審査いたしました案件に関する委員長報告案の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めますので、そのようにさせていただきます。

議事の都合により暫時休憩をいたします。

休憩 午前9時30分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

報告事項1. 指定金融機関の交代時期の変更についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○会計管理者（高野志郎君） 報告事項ということで、資料番号ナンバー2です。

これにつきましては、12月議会で議決をお願いしたいということで報告させていただくものです。

資料番号2番のとおり、指定金融機関は十六銀行と東濃信用金庫、2行、2年交代ということでやっております。2年ごとに交代ということで、4月1日から2年後の3月31日までということで行っておりますけれども、この交代期間を10月1日から交代をすると、指定期間の変更ということでお願いをするつもりでおります。

指定金融機関の指定の経緯につきましては、1番のほうに書いてありますけど、③番のほうで昭和57年12月21日に議会の議決をいただいております。これにつきましては、指定金融機関の2行と、期日の2年と、4月1日から変更するという議決をいただいております、これについて議決の変更ということで、12月には上程をさせていただきたいと思っております。

1枚めくっていただきまして、2番、3番につきましては、またごらんいただきたいと思いますが、4番のほう、交代日を変更するメリットということです。ことしの4月につきましては人事異動、それから金融機関、また可児市のほうでそうですけど、人事異動の時期であるため、双方の意思疎通や事務手続が円滑に行えないおそれがあるということ、それから、出納整理期間、前年度と、それから現年度、両方の事務を行いますので、当然、事務が繁忙になるということと、それから今まではそんなに大きなミスはありませんけど、少しでもミスを生ずる可能性がありますので、そのリスクを軽減するという意味で、今回変更をするというふうに思っております。

5番のほうですけれども、今後のスケジュール、先ほど言いましたように12月に指定金融機関の指定の議決の変更という形で、多分、上程をさせていただくつもりでおりますけれども、4月1日から9月30日までと、半年間延長させてもらうという議決をお願いする予定でおります。

6番については今後の事務作業について。7番は、県内の状況ということで、今21市ある中、10市は交代制はありませんので、あとの11市につきましては、もう8市が10月1日で交代をしております。現在4月1日に交代の3市につきましては、羽島市、各務原市、可児市ということですが、多くは今10月1日ということで期日の変更をしておりますので、これを上程させていただくというものであります。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） これより質疑を行います。

○委員（可児慶志君） 可児市の場合は十六銀行、東濃信用金庫、2行が指定金融機関というふうになっていきますけど、県内の状況の中で他市の場合は何行ぐらいが指定金融機関になっ

ているのか、その辺はわかりますか。獭っつとで結構です。

○**会計管理者（高野志郎君）** 高山市と美濃市が3行でやられています。それから美濃加茂市も3行で交代をされていますね。飛騨市は4行です。4つの金融機関で交代をされてみえるという状況です。

○**委員（可児慶志君）** 2交代制とか3交代制、4交代制とかいろいろあると思うんですけど、その辺の、私らは余り直接関係ないけれども、会計上やりにくいとか、これぐらいが適当だとかという指定金融機関の数というのは、具体的にありますか。

○**会計管理者（高野志郎君）** きょう、お示しした資料の中の2番のところに指定金融機関の基準というふうにあります、ここはさっき飛ばさせていただきましたけど、こういう基準、公金受け入れとかいろいろ6項目ぐらいありますけど、これが行えるところなら基本的には指定金融機関として認めてもいいのかなというふうに思っています。ただ、今の話で事務を2年交代で、2年に1回やりますので、その事務手続がどうかなというのは、実はそれはちょっと懸念しますが、基本的には今のこの6項目が基本になりますので、これをほとんどの銀行はこれができるので、何行ということは今考えていない、たまたま申し入れがあるのが、今、大垣共立銀行も申し入れはありますが、今3行申し入れがあるということの中で、この中で協議していくというふうになると思います。

ただし、次回はこの十六銀行がもう事務もある程度進んでみえますので、次回につきましても十六銀行かなあというふうに考えていますが、その次、2年後はまたそれも考えていく必要があるかなと考えております。

○**委員長（伊藤 壽君）** よろしいですか。

それでは、ほかに質疑のございます方、よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了します。

次に、報告事項2の可児市部設置条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○**企画部長（佐藤 誠君）** それでは、部設置条例の一部改正でございますが、これにつきましては、平成29年度に組織再編を行います、それに伴いまして、部の設置条例を一部改正するという事を予定しております。

これにつきまして、詳細は総合政策課長から御説明をいたします。

○**総合政策課長（瀬瀬新吾君）** それでは、資料番号3の資料をお願いいたします。

1つ目の平成29年度組織機構の再編でございますが、可児駅前に整備をしております子育て・健康・にぎわい空間施設、仮称でございますが、この施設が平成30年春に開館を予定しております。それに先立ちまして、平成29年度から開館時にスムーズな事務移行ができるように組織体制を変えることを考えております。

具体的には2にございますように、子育て支援や健康に係る業務を行う部署を集約いたしまして、新たに部を設置するというものでございます。その中で2つ目にございますよう

に、拠点施設関連、あるいはいじめ防止、親支援、発達支援等を担う課の新設も今予定をしておるところでございます。

これらについては検討していきまして、部設置条例の一部改正につきましては12月議会に上程をさせていただく予定であります。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、これより質疑を行います。

○委員（中村 悟君） この中で、2番の概要のところ拠点施設の整備、管理運営というのも入っておるんですけども、個人的ですが一番興味のあるのが実は2、3ではなくて、1階のにぎわいづくりとかその辺の関係もこの部署でやられるということですか。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） にぎわいづくりについては、今申し上げた部では直接的には担当をいたしません。観光グランドデザインの中にも可児駅前を位置づけておりますが、そちらで担当することになります。

○委員（中村 悟君） そうすると、1階に多分予定されておる喫茶テラスとか計画、具体的にあるんですが、そういうところの1階のそういう施設の管理運営とかについては、今言われたように別の部署だということよろしいですね。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 施設の管理運営に関しては、ここの拠点施設に入る部署が行うことになる予定です。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。それではほかに質疑のある方、お願いいたします。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

次に、報告事項3. 可茂広域行政事務組合規約の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

○企画部長（佐藤 誠君） これにつきましては、可茂広域行政事務組合が役割を終えましたことから、平成29年3月31日をもって解散するというところでございます。

これにつきましては、総合政策課長から詳細の説明をいたしますので、よろしくお願いたします。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 資料番号4をお願いいたします。

可茂広域行政事務組合の解散についてでございます。

1にございますように、この組合につきましては平成7年4月に設立をいたしております。目的にございますように、中濃地方拠点都市地域の発展と事業推進、また可茂衛生、可茂消防、可茂公設市場、関連する3つの一部事務組合の統合、あるいは広域の事業展開、行政組織の効率化といったことを目的としておりました。共同処理する事務につきましては、目的に関連した記載の事務を行ってきております。

2で、この組合の解散についてでございます。

1つ目でございますように、3つの一部事務組合の一本化に向けましては、いろいろ検討してきましたけれども、それぞれが独立して専門性の高い業務を行っていることから統合の

可能性や効果を見い出せないということで、調整困難、統合はしないというふうに判断をされてきました。

2つ目には、視聴覚教育ですとか広域観光振興といった共同処理した事務を廃止してきております。

3つ目にありますように、現在共同処理をしておる事務としましては、平成28年度には主に組合議会の事務、それから公平委員会の事務ということでございます。公平委員会の事務につきましては、関係の団体において共同設置することによって事務を承継できると。それ以外につきましては、状況に合わせて新たな枠組みなどを必要に応じてつくって連携していくことで、より効果が出せると、そういう判断のもと、平成29年3月31日をもって可茂広域行政事務組合を解散するというので今協議が進んでおります。

そこで、3にございますように、12月議会にこの組合の規約、これは解散時の事務の承継に関する規定を追加するものでございますが、そういった規約、あと引き続き3月議会において、事務の承継、組合の解散、財産処分に関する議案を上程させていただく予定でございます。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） この件に関しまして、質疑を行います。

○委員（酒井正司君） この可茂広域行政事務組合では、何か機関紙として公園村か何かという雑誌を出していましたですね。あれはどれぐらい発行されていましたっけね。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 日本公園村は、中濃地方拠点都市地域の協議会が発行してありました。こちらの可茂広域行政事務組合ではございません。

済みません、ちょっと発行部数については手元に資料がございません。済みません。

○委員（酒井正司君） これ、基金が随分あって、たしか消防のデジタル化か何かでかなりの金額をそっちへ出したんで余り残っていないと思うんですが、可児市の分としてどれぐらいありましようか。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 基金につきましては、今おっしゃいましたように、もうほとんど使っております、あと財政調整基金という形で少し残っておるようで、数百万円ぐらいになると見込まれます。詳細についてはまだ手元にデータがございませんので、数百万円程度と聞いております。以上です。

○委員（酒井正司君） そうしますと、今後の話ですが、衛生、それから消防、市場ですね、これが単独でそれぞれ独自で今までどおりということにはなるんですが、いわゆる参謀本部がなくなることによって、何らか影響というのは考えられますか。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 一部事務組合としての可茂広域の組合は来年の3月をもって廃止をいたしますが、その後、協議会という形で必要な事務の調整などは行っていくという予定でございます。以上です。

○委員（可児慶志君） 一本化に向けた組織の統合の可能性や効果が十分見い出せないという理由と書いてあります。それから一部、課長、多岐にわたるから難しいというような説明がありましたけれども、これは統合の難しさというのは、この3組合についてはあったのかも

しませんが、可茂地区の中におけるこの組合というのは非常に重要な役割を果たしてきていますし、今後も大変重要な役割を果たしていくわけですが、可茂地域全体の連携という面での影響というのはちょっと懸念というか心配なところがあるんですが、そういった部分に対する、酒井委員の質問とちょっと重なる部分があるかもしれませんが、心配というようなことはないのでしょうか。

○総合政策課長（瀬藤新吾君） 可茂地域に関しまして、例えば今美濃加茂市と加茂郡は定住自立圏というような枠組みで連携をしております。可児市と美濃加茂市でも、例えばかわまちづくり事業というのを今後進めていくに当たって、連携してやっていこうというような話し合いも進めております。

したがって、必要の都度、連携の組み合わせは変わるかもしれませんが、関係の団体、公共団体が連携をしてやっていくという姿勢は同じですので、そこについてはうまくやっていけるものと考えております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。それでは、ほかに質疑のございます方、お願いします。

〔「なし」の声あり〕

ほかに発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

次に、報告事項４．公平委員会共同設置に関する規約の制定についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

○企画部長（佐藤 誠君） これにつきましては、ただいま説明を申し上げましたが、可茂広域行政事務組合の解散に伴いまして可児市役所を室の場所といたしまして、可児市、美濃加茂市を初めといたします15団体で公平委員会を共同設置するというものでございます。

総合政策課長のほうから詳細な説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○総合政策課長（瀬藤新吾君） それでは、資料ナンバー５をお願いいたします。

公平委員会の共同設置でございます。

初めに1のところがございますように、公平委員会でございますが、地方自治法と地方公務員法に規定をされました行政委員会でございます。可児市、あるいは可茂管内の市町村、一部事務組合に設置義務がございます。役割としましては、記載のとおり、職員の給与、勤務条件等に関する措置要求を審査し、判定、必要な措置をとることを初めとした業務を行っていくものでございます。

公平委員会の委員の任命につきましては、議会の同意を得て地方公共団体の長が行うもので、定数は3人、任期は4年となっております。

公平委員会の共同設置につきましては、地方公務員法、地方自治法に規定がございまして、議会の議決を経て定める規約によって、他の市町村と共同して設置することができるとされております。

先ほど御説明しましたように、2のところにあります可茂広域行政事務組合が今までやってきておりましたが、それを組合の解散に伴いまして可児市へ事務を承継するという方向で

協議がされており、可茂広域行政事務組合を構成する15団体で公平委員会を共同設置するものでございます。

3の共同設置の規約でございますが、これは法令において条例で定める事項が決まっているんですけども、可茂広域公平委員会というような仮称を今予定しております。上の枠内にあります15団体を構成団体として可児市役所で事務を行うものです。委員の選任等につきましてもこの規約の中で規定をする予定でございます。

4の設置の手続でございます。12月議会に公平委員会の共同設置の規約について上程をさせていただく予定であります。これは全ての、先ほど15の構成団体で議決を要するものでございまして、年内の定例議会で諮るということになっております。一部、中学校組合につきましても、定例会が10月、11月ということで予定をされておりますので、そこで共同設置の議案が出される予定でございます。ただ、3月には関連の条例の改正と委員の選任についての同意をお願いする予定でございます。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

質疑よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

発言もないようですので、この件に関しましては終了をいたします。

次に、報告事項5. マイナンバーカードを活用した諸証明のコンビニ交付の実施についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○企画部長（佐藤 誠君） これにつきましては、先ほど議案第51号で御説明のほうをさせていただいておりますが、マイナンバーカードを活用いたしました諸証明のコンビニ交付を平成28年11月7日から開始いたしますので、その詳細な説明を総合政策課長からいたします。よろしく願いいたします。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 資料ナンバー6をお願いいたします。

本年11月7日から諸証明のコンビニ交付を開始するというところでございます。

まずコンビニ交付でございますが、コンビニエンスストアに設置をされておりますキオスク端末、マルチコピー機などと言われますが、それを使って住民票などの発行を受けるものでございます。そのためには、マイナンバーカードが必要となります。

1つ目の丸、コンビニ交付が可能な事業者ということで、セブンイレブン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマート、大手のコンビニ事業者の店舗で交付を受けられます。市内には34店舗ございまして、全国では約4万9,000店舗あるということでございます。

次に、コンビニ交付が受けられる証明ですが、住民票の写し等記載の8種類でございます。なお、戸籍に関する証明については、11月7日の導入時においては本籍、住民登録ともに可児市にある人が交付の対象となります。

次に、交付可能な時間でございます。平日、土日祝日ともに午前6時半から午後11時までということで、年末年始の期間は除きます。なお、戸籍の証明につきましては、祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとしております。

次に、交付の流れでございますが、コンビニにありますキオスク端末を使って、これはタッチパネルの方式でございますが、必要な事項を選んでいくことによって住民票等の交付が受けられるというものでございます。交付の手数料、住民票ですと300円になりますが、これはキオスク端末に入金することによって発行できるものです。

対応する言語につきましては、6カ国語、日本語以外にも英語、ポルトガル語、韓国語、中国語、スペイン語となっております。

スケジュールにつきましては、本年11月7日にスタートいたしまして、来年の1月、二次稼働としておりますが、これは市外に住民登録があつて可児市に戸籍がある人の証明の交付を予定しています。

3番目で県内他市の状況でございますが、岐阜市ほかの4市が既に導入をしております、可児市は5番目の導入となります。

4番目に庁舎内のキオスク端末の設置でございますが、先ほども少し印鑑条例の改正で説明がございましたが、市役所の中にもキオスク端末を設置いたします。これは、市役所がやっている時間帯に稼働するものでございますが、マイナンバーカードを使って証明書の交付が受けられるというものでございます。窓口の混雑の緩和ですとか待ち時間の短縮などにも寄与するものと考えております。説明は以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） この件について、質疑のある方。

○委員（大平伸二君） 既に導入済みの市町村の、今どれぐらいの利用状況かわかりますか。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 県内の状況は済みません、把握を今しておりませんが、先行して実施をしました生駒市の例では、マイナンバーカードを使った交付が発行数の約2割というふうに聞いております。以上です。

○委員（大平伸二君） 市全体の発行数の2割ということがコンビニで発行されているということですか。まだ県内の状況というのは、まだ導入されたばかりでわからないというところですね。

何かその辺、近隣でいうと、近隣はないか、ここらは。関市なんかは導入されたばかりですので、まだ結果が出ていない状況ですよ。

○市民課長（山口 功君） 今、この4市につきまして、導入時期は多少違うんですが、調査をさせていただきたいと思っておりますが、そもそもコンビニ交付、それから自動交付機の当初の想定としては基本的に2割という形で、もともとございました。

○委員（可児慶志君） コンビニで可能な事業者というのがここに書いてありますが、大手と言われましたが、これ以外のところで、これは申し込みがなかったからやらないのかどうなのかという、その辺の線引きというのは、どういうことでこの事業者に限られているのかはわかりますか。

○総合政策課長（瀨瀬新吾君） 平成28年3月時点のデータになりますけれども、全国でこのキオスク端末を設置しているコンビニエンスストアを運営する事業者については10事業者あります。その中で、先ほどの可児市が行います4つのコンビニ事業者については、全体の約97%を占めるような大手でございます。なおかつ、それ以外の6事業者につきましては、例えば東北であるとか関東であるとか九州であるとか、地域限定で展開しているコンビニエンスストアでございます、可児市としましては、この大手の4つでお願いするということにいたしました。以上です。

○委員（可児慶志君） これは可児市で決めた、全国的に統一ではなくて可児市が独自にこの事業者を決めたということですか。

○総合政策課長（瀨瀬新吾君） どの事業者と契約するかは、それぞれの自治体を選べますけれども、この大手の4事業者については、どの市町村も契約していることと思います。以上です。

○委員（可児慶志君） それぞれのところからは申し入れ等はなかったですか。

○総合政策課長（瀨瀬新吾君） これは市側がどの事業者と契約するかを決めていけるということで、特に事業者側から契約についてのお話というのはございません。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑がございましたらお願いします。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

次に、報告事項の6番、平成27年度可児市総合戦略効果検証結果についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○企画部長（佐藤 誠君） 総合戦略につきまして、平成27年度の効果検証結果がまとまりましたので御説明をさせていただきます。

総合政策課長のほうから説明を申し上げます。

○総合政策課長（瀨瀬新吾君） それでは、資料番号7-1をお願いいたします。

平成27年度可児市総合戦略効果検証結果の案となっております。

まず表紙をごらんいただきますと、本市の総合戦略の4つの基本目標ごとに総括シートと効果検証シートで構成をしております。

1枚めくっていただきまして、1ページをごらんいただきますと、1の流れのように職員がまとめました検証結果をステップ4にあります可児市まち・ひと・しごと創生推進会議、外部委員による会議でございますが、ここで7月と8月の2回諮ったものを本日お出ししております、最終10月21日に推進会議を開きまして、そこで取りまとめる予定のものでございます。達成度につきましては、3のところの計算式によりまして導き出しております、2にありますような「S」から「C」と、達成度の率によって4つの区分で分けております。3ページをごらんいただきたいと思います。

ここは、基本目標1の総括シートになりますけれども、それぞれ説明としましては、基本目標ごとに総括シートの下側にございます課題等と新規・改善、そのほかには各シートに載っております数値目標とKPI、これは重要業績評価指標でございますが、KPIのうち達成度が80%未満であったもの、「C」評価となっているものについて御説明をさせていただきたいと思ひます。

3ページの総括シートの後に、この基本目標1に関する取り組み状況を効果検証シートで4ページから7ページに記載をしております。4ページから7ページの記載の重立ったものを3ページの総括シートの真ん中の主な取り組みシートに記載をしております。内容について、個々の説明は省かせていただきたいと思ひます。

それでは、この3ページの基本目標1、総括シートでございますが、3つの数値目標がございまして、記載のとおり結果となっております。下側の課題等としましては、市内の高校、これは可児工業高校でございますが、市内企業への就職率が下がっていること、また外国籍市民の就職した割合が目標をやや下回っていること、また市民が自慢できる地域資源として特産品等の割合が低いことを上げております。その下の新規・改善事項としまして、平成28年度は高校生や保護者に市内の企業を知ってもらうための新たな取り組み、また外国籍市民の就職支援のために相談や語学講座の開催、また可児ブランドを打ち出すための補助金の創設などを行うということにしております。

4ページをお願いします。

上のところにKPIがございまして、新規立地・拡張企業の操業開始時における新規雇用人数（うち正社員数）、この正社員数の部分が「C」という評価になっております。この理由につきましては、対象となる事業者が新規雇用を正社員以外に変更したことによって、雇用人数の86人は計画どおりでございましたが、正社員の雇用が大きく減ったために目標を下回る結果となりました。平成28年度以降の括弧内の数字は目標値を上げておりますが、これを修正しておりますので、このKPIは累計値として設定をしておりますので、平成27年度の実績の中で目標値の差を減らしまして、平成31年度の正社員数の目標値は120人から60人に変更をさせていただきたいと思ひます。

続きまして、9ページをごらんください。

これは基本目標2の総括シートでございます。2つの数値目標がございまして、記載のとおりでございます。この数値目標の2つ目、可児市に愛着がある人の割合でございますが、これはちょっとデータのとり方を変更しております。当初の計画におきましては、市民アンケートの中で、可児市に住みたい人のうち可児市に愛着がある人の比率としておりました。しかし、施策の評価としては居留意向にかかわらず市への愛着度をはかるほうがよいと判断をしまして、ことし行ったアンケートでは、回答者全員のうち可児市に愛着がある人の比率というふうに変更をしております。したがって、平成31年度の目標値も75%というふうに変更を直しております。下のほうへ行きまして、課題等としては2つ上げております。観光交流人口が目標値を下回っていること、また住宅事情による転入者数や可児市にずうっ

と住みたい人の割合が減少していることとございます。新規・改善事項としましては、荒川豊蔵邸周辺の平成29年度の公開、戦国いくさ体験や木曽川左岸エリアの新たな人の流れをつくる取り組み、また定住・移住につながるように土地利用転換の運用指針の改定やウェブサイト、ホームページによる情報発信を行うことととしています。

少し飛んでいただきまして、16ページをお願いいたします。

基本目標3の総括シートになっております。数値目標はごらんとおりでございます。下の課題等としましては2つ上げております。学校生活の満足度が全国平均を大きく上回っている一方で、不登校児童・生徒の復帰率が大きく低下したこと、また可児駅前の子育て・健康・にぎわい空間施設で活動してもらう子育てボランティアの登録数が目標を下回っていることを上げております。新規・改善事項としましては、不登校児童・生徒の対策として適応指導教室やスクールカウンセラー等の専門職による支援を通じて、不登校の児童・生徒が復帰できるような取り組みを進めること、また幅広く子育てボランティアを募り、人材育成を行うことを位置づけております。

続きまして、少し飛んで20ページをお願いいたします。

一番上のところに不登校の児童・生徒の復帰率がございます。小学校が30.3%、中学校23.5%という達成度となっております。現在、教育委員会や小・中学校におきましては、昨年度、文部科学省から出されました不登校児童・生徒への支援に関する中間報告を受けまして、適応指導教室での不登校児童・生徒への教育支援などの働きかけとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどによる家庭や保護者への働きかけも進めているところでございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。

基本目標4の総括シートでございます。数値目標については記載のとおりでございますが、1つ目の健康寿命、このKDBと申しますのは、国民健康保険のデータベース、システムでございます。国民健康保険のシステムを使って健康寿命を出すということで目標を設定しておりましたが、平成27年度については今空欄となっておりますが、平成26年度の基準値と健康寿命が全く同じ数値となってしまいました。国民健康保険の移動者によるデータの変動がほぼなかったということで、これについては数値目標の変更を検討しているところです。2つ目の地域福祉協力者の登録者数については「C」評価となっております。これにつきましては、下の課題等に上げておりますが、地域福祉協力者の登録数が基準値を下回っているというようなこと、それから課題の2つ目としましては、地域別の災害時行動マニュアルの作成組織が1つと、目標を下回っているということを課題と捉えています。そのため新規・改善事項として、地域福祉協力者をふやすために自治会への働きを強化するとともに、災害時の行動マニュアルの作成につきましても、多くの自治会などでつくられております我が家のハザードマップの更新や作成とあわせて取り組んでもらえるよう、自治会の取り組みを支援することとしております。

28ページをお願いいたします。

一番上のK P Iは、地区別災害時行動マニュアルの作成組織数でございます。達成度は20%となっております。これにつきましては、既に94の自治会で作成をしております我が家のハザードマップの更新とあわせて、この災害時の行動マニュアルの作成の準備を進めていただいております、今後、徐々にマニュアル整備が進んでいくと見込んでおる状況でございます。

検証結果の説明につきましては、以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑がありましたら、お願いいたします。

○委員（大平伸二君） 1つは目標値、基本目標1の効果検証シートの1番の市内企業の新規雇用人数の目標を下げられたということですが、120人から60人に。先般も市内の企業の懇談会というわけやないけど、個人的に会った企業の皆さんの言い方なんですけど、新しく工場を創設しようと思っても地元で人材が確保できないというのが一番の大きな問題になってきているということ言われたんですが、やはりここにも検証が出ているんですが、地元の高校生とか市内の新規就職希望者の中で、地元に残るという意識が大変薄れてきているということが大きな課題だと企業は言われるんですけども、そこをやっぱり強化していかないかんと思うんですが、働く場所というのは、今物すごく、可児市内でも今求人率って2.何%ぐらいあるという話を聞いたんですけども、その辺、もう少しこれからどうされるかということちょっと聞いてみたい。新規雇用人数の目標値が急に減ったなあと思っておりますので、お願いします。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 市内高校生、可児工業高校の市内の就職につきましては、何とか進めたいというふう考えております。昨年度から産業フェアの各企業の出展のブースに高校生も入ってもらうというようなことも進めておりますし、平成28年度におきましては、可児工業高校の文化祭で企業に出展をさせていただいてPRをしていただく、そういうブースを設けるというようなことも今やろうとしておまして、そういうところで、高校生本人はもちろんですけども、文化祭ですとかなり保護者の方もいらっしゃるということで、保護者を含めてそういった市内の企業をアピールして就職につなげたいと、そういう動きをしたというふう考えております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ほかにございましたら、お願いします。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは発言もないようですので、この件に関しては終了をいたします。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 引き続き、資料番号7-2でございまして、総合戦略の本年度の改定の案ということで出させていただきます。変更の予定のところについて説明をさせていただきます。

まず3ページをごらんください。

変更部分については、見え消しとなっておりますが、まず国の総合戦略につきましては、記載の内容については変わっておりませんが、平成26年につくられたものが平成27年12月に改定をされておりますので、項目名の変更でございます。

続きまして、4ページをごらんください。

4ページにつきましては、岐阜県の総合戦略の概略を示しておりますが、これについても平成28年6月に変わっておりますので、その概要とさせていただきます。中段あたり、基本目標のところでは成果指標が県のほうで変更されたり、年度とか年間というのが明確にされておりますので、そういったところを追記したり、修正をしております。

続きまして、7ページをお願いします。

ここからは、本市の総合戦略の中身に入ります。7ページの一番下、K P I、新規立地・拡張企業の新規雇用人数、これについては先ほど7-1で御説明をさせていただきました。

8ページをお願いします。

8ページの一番下でございますが、K P Iのとり方を変更しております。これまでは可児市の自慢できるものを自分で自由に書いていただくということを予定しておりましたけれども、市が進めます観光資源や特産品などの地域資源のP Rと認知度の向上を図るために、選択式に変えてアンケートをとっております。データのとり方を変更したということでございます。

続きまして、10ページをお願いします。

上で数値目標がございますが、2つ目の数値目標については先ほど御説明しましたように、データのとり方を変えております。したがって、基準値、目標値ともに変更をしております。その下の取り組みについてですが、①の取り組みにつきましては、観光グランドデザインが決まりましたので、それに基づいて推進をしていくというふうに記述を改めております。

隣の11ページでございます。

重要業績評価指標（K P I）でございますが、平成31年度の目標値を70万人から75万人にふやしておりますが、これは観光グランドデザインを策定したことによる変更でございます。

続きまして、12ページをお願いします。

上のほうの①の施策でございますが、表の中の内容の1つ目でございます。農地保全と農地活用ビジョンの策定というのを、土地利用転換行為に関する運用指針の改定に変更しておりますが、これは定住や移住を促進する土地利用については、土地利用転換行為に関する運用指針に位置づけることにしたためでございます。同じく①と②の主な担当というところで課名がございますが、これは機構改革、組織を変えたことによって施設住宅課を位置づけたものです。

13ページをお願いします。

下のところでK P Iがございますが、2つ目、可児U N I Cの参加者数でございますが、基準値を改めております。これは基準値を算定する際に計算誤りがあったためでございます。

最後19ページでございます。

特に表示はしてございませんが、先ほど7の1でも少し触れましたが、数値目標の1つ目、健康寿命につきましては、これにかわる指標を現在検討しております、いい指標が見つければ変更をしたいと考えております。

そのほかにつきましては、現在、国のほうで地方創生に関して拠点整備交付金といった新たな交付金などもつくられてまいりました。そういった交付金の対象となる可能性がある事業について、必要があるものについてはこの総合戦略に盛り込むことも今後検討していきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方はお願いします。

○委員（可児慶志君） 10ページの観光交流の人口のところの観光地の7つ上げてありますね。

これは観光ランドデザインに位置づけているんだけど、観光交流人口の捉え方ですけど、この中だけではないというふうに思います。

もちろん可児市においてもそうでしょうけど、他市においての捉え方というのがさまざま違うようなちょっと一部気がするところがある。例えばショッピングセンターのようなところ、具体的に言うと、土岐のアウトレットまで観光交流というような、これは範疇とのか、他市との比較をする場合に、観光交流人口というものの範疇というの、どういうふうに線引きされているのか、それはわかりますか。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） この数字につきましては、観光施設への入り込み客数という統計がとられていまして、その数値を用いています。統計ですので、対象となる施設の基準はあるということですが、実際、詳細にわたって各市町の状況、数値をまだ見ておりませんので、可児市としてはこの統計に上げているデータで指標としたいということでございます。

○委員（可児慶志君） 要するに、観光交流人口の目標値というのは、やっぱり他市との何か基準を一つにそろえて目標設定していかないと、定められているものがばらばらですと、ちょっと何か比較にならないような気がするんです。前は、例えばとれたた広場なんかも一つ上げていたときがあったような気がするんですよね。それでついたり、削ったり、他市とも全然基準が違ったり、この辺はもうちょっと精査して、比較対象がしやすいような数値の設定をしていただけるとありがたいかなと思います。

○企画部長（佐藤 誠君） この観光交流人口の捉え方につきましては、今、可児委員さんが言われましたように、各市町村によってその施設の捉え方というのはばらつきがあるというのは現状でございます。

ただ、これは県全体で観光交流人口ということで、各町村ごとに集計をしておりますので、その集計によって、例えば観光交流人口が多い順にランクされたりというようなふうで、統

計的なデータとして示されておるといったような状況になっております。

可児市の施設につきましては、多少出入りというのがありまして、今現在のところでこのように75万人の増ということで行っておるんですけれども、こういった部分については、所管としては観光経済部のほうで所管しておりますので、そういった状況というものを十分踏まえた上で、県のほうに一定の基準ということで、他市町村と比較がきちんとできるようなふうで、そこは意見として出ささせていただきたいと思っております。

○委員（澤野 伸君） 12ページですけれども、土地利用転換行為に関する運用指針の改定とありますけれども、これはどの部分の、いわゆる農地保全から転換をかけるぐらいの勢いのあるものなのか、いわゆる線引きまで変えるぐらいのところを目指しての改定目標なのか、これ中身的に、ちょっと担当部署が建設市民委員会所管のため聞きづらい部分があるんですけど、目標としてはどんなところなんでしょうか。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） これにつきましては、用途の指定がないところの中で、特に農地となっているところも含めて、場所によって非常に土地利用のポテンシャル、可能性が高く、定住・移住、あるいは暮らしやすさにつながるような場所については転換を可能にしようということで今検討しておるところでございます。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。ほかに質疑のある方はお願いします。
よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑もないようですので、この件に関しては終了をいたします。

以上で報告事項6項目全て終わりました。

次に、協議事項に移りますが、協議事項で先ほど可児委員から御提案がありました可児市議会議員及び可児市長の選挙における選挙運動公費負担に関する条例の関連でございますが、これを協議事項の最初に上げたいと思います。あと以降、1、2、3とございますが、順次後へ送らせていただきまして、最初に選挙に関する選挙経費の協議を行いたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。執行部の方も準備のほう、よろしくお願ひします。

以上で報告事項を終わりますが、ここでこの時計で45分まで休憩といたしますので、お願ひいたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時46分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

協議事項に移ります。

最初に、可児市議会議員及び可児市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正に伴いまして出ました意見でございます。選挙経費の公費負担の件に移りたいと思ひます。

初めに、資料がございますので資料を配付させていただきます。よろしくお願ひいたしま

す。

[資料配付]

それでは、よろしく申し上げます。

初めに、先ほど提起いただきました可児委員のほうからよろしく申し上げます。

○委員（可児慶志君） 平成23年の選挙と平成27年の選挙の公費負担額が裏表で印刷をされていますが、例えばポスターのところで見ますと、平成23年度ですと、一番安い人が7万5,000円、1,000円未満は省略しますが、一番高い人が31万2,000円、4倍以上の差があるということ。それから平成27年でも、一番安い人が9万5,000円、高い人が31万2,000円、3倍。こういう違いがあるというのは、これはそれぞれのつくり方とか何かには違いは生じて、若干の違いはあるとは思いますが、現実にはこれだけの安いところであるということがある反面、本当にこれだけの歴然とした差が出てきているというのは、ちょっと見直す必要があるのではないかなというふうに感じています。

自動車の借り上げ料とかなんかについては、これは個人での車を使われたとかなんかということがあるので、これは若干違いがあるかとは、そこにおいてはやむを得ないと思うんですが、ただ、この借り上げ期間の問題が、若干それぞれの陣営によって解釈の違いがあって、選挙管理委員会では詳細にチェックできない部分があったかと思うんですが、これでも同じような車であろうけど金額の差が出ているというのは、これもちょっともう一回我々議員がちゃんときちっとした報告をいろいろと出してすべきではないかなというふうで、基準の統一というか、考え方の統一、解釈の統一を図っていく必要があるのではないかなということ、この表を見て感じるところです。

運転手の問題については、先ほど課長からあったように捉え方という問題がありますので、それはそれで理解できる場所ですので、この部分については最小限度ということで支給されるということで、それはいいんじゃないかなと思います。

それから燃料については、これは実際にはなかなかこの期間中の請求でない限りは受け付けられませんので、これは多少差があったとしても、あるいは車を使われなかったという方もあるので、現実の問題は、差が出てくるのは、これは見直すといっても見直すのは非常に難しいかなというふうに思います。

そんな感じをしていますので、まずポスターのところ、それから車の借り上げ料、この辺はよくみんなで協議をして、襟を正すべきところは正さなきゃいけないし、限度額を見直すということも必要になってくるかもしれないなということを思っていますので、これを皆さんのアンケートなり意向なりをお伺いして、どういう見直しをするのかというのをちょっと検討してもらいたいなと思って提案させていただきました。

○委員長（伊藤 壽君） 今、提案していただきましたとおりでございますが、これに関して何か質問とか御意見ございましたら、お願いします。

○委員（酒井正司君） 先ほど条例改正はやむを得ずというか、とりあえず打つ手がなかったで賛成したわけですが。というのは、こういう現実をしっかりと把握していなかったという

のが正直なところで、やはりこれを見ると、やはり放っておけないなあと。最終的にできれば条例改正の提案まで持っていきたいわけですが、それはちょっと先に延ばすとして、とりあえずは県外の、県内でもいいし、類似団体でもいいので、条例と実数もわかれば、それも一回調べて、委員会としてそういう取り組みをぜひすべきではないかと。それによっては、議会運営委員会のほうへ何らかの委員会としての提案をするという二段構えはどうかと思います。

○委員（林 則夫君） 事務局長、可児市議会議員及び可児市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例が施行されたのは何年からや。わかる。

〔発言する者あり〕

そうやね、20年ぐらい前やね。

僕は、このことに気づきまして、課長にはちょっと前に言ったことはあるけど、あくまでも公費負担だから、税金だから各個人に公平を期すべきだということを申し上げて、しからばどうするかということについては、これからいろいろ英知を結集してやるべきだと思うけれども、これだけばらつきがあるということが明白になれば、例えば中をとって一括で公費負担をするというような形ですね。要するに、最低と最高の間あたりで切って、そして公費負担額としたら、これは公平は期せるわけですね。市民に対する説明もできると思うんだけれども、それは一つの案として、そういうことを検討しながら今後につなげていったらどうかと思います。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに御意見は。

〔挙手する者なし〕

そうしたら、意見・発言もないようですので、酒井委員も言われましたけど、今後この件に関して、当委員会として調査研究していくと、継続的に行っていくということ、早急にここで結論が出るという問題でもないと思いますので、そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

では、この件に関しましては、今後、当委員会で調査研究していくということで、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時56分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、協議事項2になりますが、ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書についてを議題といたします。

それでは、野呂委員に提案内容の説明を求めます。

○副委員長（野呂和久君） よろしくお願ひします。

全国的に見まして、ゴルフ場利用税は平成26年度の決算におきまして、これは全国の数字ですが479億円となっております。ゴルフ場があります市町村の税収はその7割ということで、331億円がゴルフ場利用税交付金として交付がされております。ゴルフ場が所在します市町村は、過疎地域や中山間地域がその約75%を占めていると言われておりまして、自主的な財源の乏しい地域にあり、これらの地域にとってゴルフ場利用税交付金は貴重な税財源となっているところ です。

可児市に置きかえてみますと、可児市内には8つのゴルフ場があります。毎年約2億円の税収入となっております、社会資本の老朽化への対応や社会保障等の大切な財源ともなっております。

また、可児市ではゴルフ場利用税の活用としまして、ゴルフ場の利用税の一部を活用し、ジュニア育成を含めました市内ゴルフ人口の増加ですとかゴルフツーリズムとして、健康づくりとしてゴルフを市民スポーツとして普及やすぐれた自然環境、名古屋圏、国際空港からのアクセスのよさ等から、全国、海外からの誘致を拡大し、交流人口の増加を図るなど税収増への取り組みも今進められているところ です。

また、可児市はゴルフ場利用税堅持のための全国市町村連盟の幹事として、ゴルフ場利用税堅持に向けた活動を進めているところでもあり、委員会としてもゴルフ場利用税の堅持を求める意見書を提出していくことを提案させていただきたいと思 います。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

それでは、この件に関して質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、これで質疑を終了いたします。

では、挙手により採決をいたします。

本案件を当委員会で審査することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、本案件を当委員会で審査したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議がないものと認めます。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時03分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、御提案いただきましたゴルフ場利用税の堅持を求める意見書（案）につきまして、提案されました野呂委員のほうから朗読をお願いいたします。

○副委員長（野呂和久君） それでは、ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書（案）を読み上げさせていただきます。

ゴルフ場利用税は、都道府県税として納付され、その7割がゴルフ場の所在市町村にゴルフ場利用税交付金として交付されている。その規模は平成26年度決算で、全国で331億円にものぼる。

本市におけるその交付金額は、平成27年度決算額で2億173万円であり、貴重な財源となっている。

現在、地方自治体は、医療・介護などの社会保障、社会資本の老朽化への対応、子育て支援、教育などにおいて果たす役割が年々増大しており、これらの課題解決には財源確保が必要不可欠であることはいままでもない。

また本市においては、平成28年度に「ゴルフのまち可児推進事業」を行うなど、ゴルフ振興の推進を図り、地域活性化および地方創生に全力で取り組もうとしている中、ゴルフ場利用税交付金を廃止することは、国において進められている地方創生に逆行するものである。

国におかれては、ゴルフ場利用税がゴルフ場所在市町村にとって重要な財源であることを改めて認識していただき、現行制度が存続されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先ですが、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

この意見書の文案につきまして、委員の皆様のご意見を伺いたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員（澤野 伸君） 意見です。非常によくまとめていただきまして、特に中段以降の本市の取り組みなんかも書き込んでいただいて、地方創生ということも入っていますので、当然、総務大臣のほうにも出すということでもよかったですね。そういうこともあるので、非常に書いていただいた文面がいいという感想です。

○委員（酒井正司君） 私も感想なんですけど、本市においては、ゴルフのまち可児推進事業というのは、いわゆる可児市の自己都合というか、可児市が単独でやったということに尽きると思うんですけど、ただ国体で女子ゴルフですけれども、それを招致したということは、まさに全国レベルでのゴルフ振興に寄与したと、これのほうがちよっとスケールが大きいんじゃないかなという気がしました。これも感想です。

○委員（大平伸二君） ゴルフ事業者のほうの意見で、意見というか文書を読ませてもらったときに、ゴルフ場利用税反対という文面が出ておるんですけども、ゴルフのまち可児の推進事業に、ゴルフ事業を推進するためにも、地域活性化のためにもゴルフ場利用税をやめよという文面だったんですよ。地域創生のためにもなるからと、ゴルフ場利用税をやめることによってゴルフ利用者がふえるからという文面になっておったものですから、ちよっとその辺がひっかかっておるんですけども。という意見です。

○委員（澤野 伸君） このゴルフ場利用税の部分、本来なら井に入ってしまったって、ひもつき

ではありませんので、いろいろの部分で使えるんです。ですが、平成28年度にようやくその財源をもとにして、ゴルフのまち可児推進事業に充て込んだんですよね。ジュニア育成推進ですとか、そういった事業に充て込んだということなんです。

国体の誘致に関しては、このゴルフ場利用税が井なので、どこに使われたかわかりませんが、ゴルフ場利用税をきちっとこっちに方針として向けたというのが初めてこういう形で出てきたので、もう少し言い方というか、アピールもしてもいい、本来そういう税じゃないのであれなんですけど、受け取るほうとしてはなるほどなどと思うのと、ちょっとわからない部分があるんですよね。

ただ、大平委員が言われる部分は、事業者はそう思われるかもしれないですけど、そのゴルフ場利用税をひもつきで使ったのは、まさに今年度使っているもので、実績があるので、そういう部分では事業者に対してもこういうふうにきちっと充て込めよということが言える、一つの例としてアピールはできると思うんですが、ただ、この文面からは読み取るのが非常に難しいというのはわかります。

ちょっとそうなってくると、どう書いたらいいかということになるんですが、一応ちょっとそんなことです。

○委員（大平伸二君） 今、澤野委員が言われたように、一つ、可児市として、ゴルフのまち推進事業というものをもう少し強い文面にしていただいて、ゴルフ場利用税によってこういう事業をやっておりますというのを明確につけ加えてもらおうと、事業者のほうへの説明責任が、こういうふうに使われておりますと。

例えばゴルフ場へ行くときの道路整備でありながらとか、看板を立てるとか、こういう事業にも使われていますよということを文面に一言加えたら、もっとわかりやすくなるのではないかなと思っております。済みません。

○委員（澤野 伸君） ただ、意見書なので、そこまで書けないんですよね。気持ちは僕もわかるんです。ただ、これは国に対しての意見書なので、ここが限界かなと思うんです。ゴルフ場利用税に関してはひもつきじゃないので、それを書いていくと、税のあり方まで意見をすることはおかしな話なので、本来、何に使ってもいいことなので、こういうふうに使っていますという。なので、ちょっとそこまで書き込むというのが、国に対しての意見書なので、僕はここが限界かなと思っています。

○委員長（伊藤 壽君） ちょっと暫時休憩といたしますので、自由に発言していただきまして、もし文面の変更があれば、先ほど朗読していただいたのが原稿なので、これを直して最終形にしたいと思いますが、よろしいですか。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時23分

○委員長（伊藤 壽君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

この件につきまして、ほかに発言はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、討論を終了いたします。

これよりゴルフ場利用税の堅持を求める意見書について採決をいたします。

最初に御提案しました案文と内容は変わっておりませんので、案文の朗読は省略します。

それでは、挙手により採決をいたします。

ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書について、採択すべきものとする方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、委員長から総務企画委員会発委として議長宛てに意見書案を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしということで、この意見書につきまして、いろいろな状況で、「てにをは」等の変更が必要になった場合につきましては、委員長、副委員長に御一任をいただくことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただき、この意見書を発委として最終日に提出いたします。

次に、協議事項3. 地方議会議員の選挙期間中のビラの配布を可能とする公職選挙法の改正を求める意見書についてを議題といたします。

それでは、野呂委員に提案内容の説明を求めます。よろしく願いいたします。

○副委員長（野呂和久君） それでは述べさせていただきます。

地方議会議員の選挙期間中のビラの配布を可能とする公職選挙法の改正を求める意見書（案）について、提案理由を述べさせていただきます。

現在、地方公共団体の議員のみ選挙運動用ビラの配布ができない状況となっています。ここで、選挙運動用ビラに係る法改正等の経緯を述べさせていただきますと、昭和50年以前までは全ての選挙において、はがきのみが頒布可能な文書、図画とされていましたが、昭和50年の法改正により、国政選挙での選挙運動用ビラが頒布可能となり、さらに平成に入って、地方公共団体の長の選挙についても有権者が候補者の政策を知る機会を拡充するためとの理由からビラの頒布が可能となっています。

こうした流れの中で、地方公共団体の議員選挙における選挙運動用ビラ解禁の要望も全国市議会議長会など各団体から提出されているところです。

可児市議会としても、有権者に候補者自身の考えを届ける一つの方法として選挙運動用ビラの頒布を可能とするよう公職選挙法改正を求める意見書を提出していきたいと考え、提案

をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

引き続き、案文の朗読をお願いいたします。

○副委員長（野呂和久君） 意見書（案）を朗読させていただきます。

地方議会議員の選挙期間中のビラの配布を可能とする公職選挙法改正を求める意見書（案）。

近年、国と地方を取り巻く環境は大きく変わり、首長とともに地方自治体における二元代表制の一翼を担う議会の役割はますます重要となり、今後もさらに拡大していくものと思われる。

このような中、地方自治体の長の選挙においては平成19年の公職選挙法改正によってすでに候補者の選挙運動のためにビラを頒布することが可能となっている一方で、地方議会議員選挙においては、いまだビラの配布は禁止され、有権者が議員候補者の政策を選挙期間中に知る手段が十分とは言えない状況にある。

このことは、国政選挙及び地方自治体の首長の選挙における取り扱いと比べて、著しく均衡を欠く状況にある。また、選挙期間中にこそ候補者の政策を知りたいと思う有権者心理に反するものであり、ひいては投票率の向上を妨げる要因のひとつにもなっている。

よって、国においては、公職選挙法を改正し、同法第142条に規定する法定ビラの頒布を地方議会議員選挙においても可能とするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

それでは、この件につきまして質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、質疑を終了いたします。

それでは、挙手により採決をいたします。

本案件を当委員会で審査することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、本案件を当委員会で審査したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議がないものと認めます。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時42分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、暫時休憩に引き続きまして会議を再開いたします。

この意見書の文案につきまして、委員の皆様方の御意見を伺いたいと思います。よろしく
お願いいたします。

○委員（中村 悟君） この文章の下から5行目にありますが、選挙期間中にこそ候補者の政
策を知りたいというところの政策という言葉ですが、政策というのはどちらかという行政
の側がいろんな事業を進めていく上でのいろんな戦略だとか工程とかそういうのも含めての
話だという気がしますので、議員側で言葉を使うときの政策ということは、ちょっとそぐわ
ないのかなという気がします。どうでしょうか。

○委員長（伊藤 壽君） ただいまの中村委員の意見に何かございましたら、お願いします。

○委員（澤野 伸君） 私も今の意見、なるほどというふうに思いまして、マニフェストとい
う言葉、なかなかこういう文書では使えませんし、当然、議会が、議員側からマニフェスト
というのもちよっとおかしな話になってしまうので、その政策という部分について議会側の
政策とは何かというものを明示していく必要があると思いますので、前段の部分に議員、
候補者の考える地域の将来像というものが政策だよと、候補者の考えている地域の将来像と
いうことが、すなわち政策であるということの政策という言葉の説明を前段に入れて、後段
の政策もそのまま使えるようにしたらどうかというふうに思います。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

ほかに御意見はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、ただいまいただきました意見により、当初の文案を修正させていただきます。
よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時45分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、先ほどいただきました意見について訂正いたしました。その文案について、野
呂副委員長のほうから朗読のほう、よろしくお願いいたします。

○副委員長（野呂和久君） それでは、朗読させていただきます。

地方議会議員の選挙期間中のビラの配布を可能とする公職選挙法改正を求める意見書
(案)。

近年、国と地方を取り巻く環境は大きく変わり、首長とともに地方自治体における二元代
表制の一翼を担う議会の役割はますます重要となり、今後もさらに拡大していくものと思わ
れる。

このような中、地方自治体の長の選挙においては平成19年の公職選挙法改正によってすでに候補者の選挙運動のためにビラを頒布することが可能となっている一方で、地方議会議員選挙においては、いまだビラの配布は禁止され、有権者が議員候補者の考える地域の将来像、すなわち政策を選挙期間中に知る手段が十分とは言えない状況にある。

このことは、国政選挙及び地方自治体の首長の選挙における取り扱いと比べて、著しく均衡を欠く状況にある。また、選挙期間中にこそ候補者の政策を知りたいと思う有権者心理に反するものであり、ひいては投票率の向上を妨げる要因のひとつにもなっている。

よって、国においては、公職選挙法を改正し、同法第142条に規定する法定ビラの頒布を地方議会議員選挙においても可能とするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

ただいま読んでいただきましたけど、この件につきまして御意見はございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

それでは、討論を終了いたします。

これより地方議会議員の選挙期間中のビラの配布を可能とする公職選挙法改正を求める意見書について採決をいたします。

挙手により採決をいたします。

地方議会議員の選挙期間中のビラの配布を可能とする公職選挙法改正を求める意見書についてを採択すべきものとする方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、委員長から総務企画委員会発委として議長宛てに意見書（案）を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

なお、各種状況で「てにをは」等の変更が必要になった場合は、委員長、副委員長に御一任いただくことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それではそのようにさせていただき、この意見書を発委として最終日に提出いたします。

あと済みません、協議事項が1つございますが、このまま引き続き行っていったほうがいいでしょうか。12時を越すような場合がございますが。

それでは、引き続き協議事項を進めてまいります。

次に、協議事項4．常任委員会での課題抽出についてを議題といたします。

決算審査を含め今期定例会を通じて総務企画委員会で取り上げて調査検討していくべき課

題だと思われるものがあれば、御意見をお伺いいたします。御意見を願っていたと思います。

なお、前期委員会からの引き継ぎ事項を配付してありますので、これらも参考にさせていただきよう願っています。

それでは、資料ナンバー10でございますが、前期の総務企画委員会の引き継ぎ事項についてという文書がございます。これは2つほどございます。

1点目の観光グランドデザインについては、観光経済部のほうで所管が変わっておりますので、そちらで引き継いでいただくこととしたいと思います。

2番目の2項目めの昨今立て続けに発生している震災に鑑み、防災のあり方として自助・公助・共助について調査研究を続け、市民の安心安全の確保につなげていくことということが当委員会の引き継ぎ事項となってくるかと思えます。これが前回からの引き継ぎ事項でございます。そのほか、一般質問等で議員の方が質問されてみえます。そうした中から調査研究課題として取り上げていったほうがいいもの、それから決算の参考資料として重点事業点検報告書がございました。この中から課題として取り上げていったほうがいいもの等ございましたら、協議をして当委員会の任期中の調査研究事項として取り上げてまいりたいと思いますので、よろしく願っています。

御意見をいただきたいと思えます。

この任期中、継続して調査研究を進めていく事項、先ほど言いましたように総務企画委員会の所管事項の中で課題として取り上げていくようなもの、または重点事業点検報告書の中で課題として取り上げていったほうがいいようなもの、それから一般質問を通じて、これは継続して調査研究を進めていったほうがいいというようなものがあれば、御意見をいただきたいと思えます。

どうでしょうか、委員の皆さん。

○委員（澤野 伸君） 企画部所管のほうで公共施設利用規制等の見直しが図られるということで今進められておりますので、そのことについて、当委員会でも少し見ていく必要があるのではないかなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに項目として。

○委員（酒井正司君） 重点事業点検報告書のほうですと、72ページの災害対策経費がいわゆる防災力向上に結びつくかなと思えますのでこの項目と、それから、ふるさと納税が金額がふえているが、美濃加茂なんかは結構大きく黒字を出しているにもかかわらず、可児市は赤字だということで、これも少し研究したいなあと思えます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

ほかに御意見ございましたら、お願いします。

〔挙手する者なし〕

今まで、今いただいた意見ですと3点ほど出ておるかと思えます。公共施設の利用の見直し、それから防災力の向上、それからふるさと納税、この3点について御意見をいただきま

した。これらの取り扱いはどうでしょうか。全部、3点とも見ていくのか、もう少し調査項目、調査研究課題を絞るのかという。

そのほかにあれば、御意見をいただきたいと思います。

○**議会事務局長（吉田隆司君）** 公共施設の利用の見直しというのは、公民館の利用の見直しの件でしょうか。

あれは市民部のほうで見直しをしているので、建設市民委員会のほうになってしまうのかという気もしますが。

〔発言する者あり〕

○**委員長（伊藤 壽君）** 暫時休憩といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後0時04分

○**委員長（伊藤 壽君）** それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま3点ほど、公共施設利用の見直し、それから防災力の向上、ふるさと納税と3点ほど出ております。これらについて、今後の研究調査課題としていくかどうかということについて協議をお願いいたします。

御意見のある方、お願いします。

○**委員（可児慶志君）** 公民館の利用等については市民部のほうで、市議会もことしも出て検討していくということですので、それ以外のところになると、範疇が広過ぎて、検討課題が余りにも漠然としてしまっ膨大な量にもなってしまうので、もうちょっと絞り込まないといけないと思うので、当面はその分、公民館の利用の件については、とりあえず保留しておくという形で、除くという形で、ふるさと納税と防災力の関係の問題に絞ってやったらどうかかなと思いますけど。

○**委員長（伊藤 壽君）** ほかに御意見のある方、お願いします。

よろしいですか。御提案いただきました澤野委員、よろしいでしょうか。何か御意見ございましたら。

○**委員（澤野 伸君）** ファシリティーマネジメントも考えるとこれも関連してくるんですよ。今、答申が出されてきているので、ファシリティーマネジメントを我々で見ていくということになってくると、また追加の話になってきちゃうんですけど、そうすればこれも絡めていいかなという考え方もあるんですが、どうでしょうか。

○**委員長（伊藤 壽君）** ただいまそのような意見いただきましたけど、御意見ほかに。

○**委員（可児慶志君）** ファシリティーマネジメントでやっていくと、ぐっちゃぐちゃな範疇になってしまうので、その中で何をやるのと。橋から道路から学校施設から役所から全部になってしまうので、これはちょっと研究課題としてはちょっと大き過ぎるよ。とてもこの1年なんかでやれる話じゃないので、その中で何かを絞るんだったら別だけれども、ちょっと1年の課題としてはちょっと大き過ぎる、絞り切れないんじゃないかなと。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

ほかに御意見ありましたら。

○副委員長（野呂和久君） ふるさと納税は確かに力を入れていかなければ、ふるさと納税で他市のほうに税収分が減になるという事実も出てきたので非常に大事な課題だとは思いますが、すけれども、今ふるさと納税でどう寄附を募るかというところが非常に過熱をしているところもあって、これを研究していくことでいろんなものが見えてくるのかなあとは思いますが、今、可児市のほうでもふるさと納税の返礼品とか、そういうのも検討しながらも進めているので、できれば課題を広げるよりも1点突破で、「二兎を追う者一兎をも得ず」ではないですけど、1つのことをテーマにして、委員会としてしっかりやっていったほうが、私はいいのではないかと考えておりますので、特に今回、決算なんかでも防災等の向上ということが災害対策、あと防災力の向上ということがテーマにもなっていましたので、その1点でやっていくといいかなというふうに考えております。

○委員（澤野 伸君） 余り枠を広げるといろいろぼけるということなので、野呂委員も今御意見もありましたので、私の部分は避けていただいて、ちょっと1点集中というお言葉も出ましたので、絞って考えるのに賛同いたします。

○委員（酒井正司君） 結構です。ただ、このふるさと納税を専門に研究している機関ってあるんですね。会社もありますので。その講習を前に受けたことがあるので、やはり自分らの考えじゃなしに、プロのコーディネーターとかの考え方を取り入れると、飛躍的な進化を遂げているというのは現実なんですよ、国内はね。そういうところ以外はそれなりの効果はあるけれども、飛躍的な効果は期待できていないので、ただ今回、そういうことでの的を絞るということですので、防災力なら防災力で1点集中的にやるのは結構かと思います。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

ほかにはよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

それでは、総務企画委員会の1年間になるかと思いますが、調査研究課題として、防災について取り上げて調査研究していくということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

では、よろしく願いいたします。また、ふるさと納税につきましては、所管のほうの課のほうからも詳細な説明を聞きながら、委員会の中で説明といいますか、課題とまでいきませんが、取り上げながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

それでは、次に、議会報告会のグループでの意見交換のテーマですね、この設定について少し協議をお願いしたいと思います。皆さん、議会報告会に参加されて、各グループに分かれて議会のトピラを使って説明をしていただきましたが、そのグループの討議の中でテーマを持って討議を進めたほうが活発になるのではないかなというようなことで、今回テーマを設けたらどうかというお話が議会報告会実施会議のほうでございましたので、この総務企画委員会として、こういったテーマとして取り上げて協議をしていただきたいと思いますというものがござ

いましたら、出していただきたいと思います。

○委員（酒井正司君） 今、防災力というテーマを絞るということと関連するんですが、我が家のハザードマップが配られて、そのままお蔵入りという家庭も多いかと思いますが、地域ごとにその地域のハザードをどう理解してどう個人的に考えているかというようなことをくみ上げていくのも一つの方法ではないかなあとと思いますが。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。ほかに。

何かこれはというテーマを持ったほうがいいというのがありましたら、お願いします。

〔挙手する者なし〕

意見がないようでしたら、我が家のハザードマップをグループ討議の中で活用して、防災についてをテーマにして進めていただくというようなことを一つですが、よろしいですか。

ほかにございましたら。ほかにはございませんか。

〔挙手する者なし〕

では、我が家のハザードマップを活用して、防災についてをテーマに取り上げていただいて、議会報告会でのグループ討議を進めていただくということで、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

では、そのようにさせていただきます。

それから、あと先進地の視察ですね、まずは行くかどうかについて、皆さんの御意見を聞きたいと思います。あわせてテーマと視察先等もあわせてでも結構ですが、まず行くかどうか。

先ほど総務企画委員会で課題を持って調査研究を進めていくということでしたので、その点も含めて、考慮に入れながらお願いしたいと思いますが。

○委員（澤野 伸君） できれば、先進地視察を行っていただきたいというのは意見で、1つテーマが出てきた防災のこと、また酒井委員がいろいろ御指南いただいた先進地があるということなので、そういう成功しているふるさと納税の、そういうところに行って勉強してくるのも一つありなのかなと思いますので、テーマの意見として。

○委員（酒井正司君） まさに今の議長の言われるとおりで、ちょっとつけ加えさせていただくと、団地の方のペットの飼う方が非常にふえているわけです。これの災害対策が果たしてできているかということ、残念ながら可児市はできていない。県のほうもやろうとしていますが、まだ軌道に乗っていない。県内では唯一、飛騨市だけがそれに取り組んでいますけど、ここへ行く行かんという話ではなくて、ペットに関してもやはり貴重なパートナーとして考える必要があるので、防災と絡めて、防災の先進視察をするときに、できればペットのそういう避難とか災害に対しての取り組みがあるところにもつけ加えていただけるとありがたいなと思います。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

ほかに御意見ございましたら。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

意見がありませんので、防災、それからふるさと納税、これに関するテーマを持って、視察先を決めていきたいと思いますが、この場で視察先といっても難しいございますので、その点につきましては、委員長、副委員長に一任していただきまして、またこれはというところがございましたら委員会のほうで提示させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

それから、もう1つ課題がございまして、各種団体等との意見交換ですね、これについてもし意見交換していきたいというような希望の団体がございましたら、団体、グループでも結構ですし、御意見をいただきたいと思います。

○委員（林 則夫君） 御希望があればそれに応えるというのも一つの方法かと思いますが、聞くところによりますと議会から声がかかりがあったから断るのも何だからというような、ちょっとそんなような意見もありましたので、この点のことをよく調べた上で行ったほうがよろしいかなと思ひまして。何かそういうこっちからお声かけをすると、何かメリットがあるんじゃないかというような考え方で望まれても、これ困る場合もありますし、その辺のこともよく調査した上で、望んでやってもらえるようなあれだったらいいと思ひますけれども、その辺のこともよく調べた上で行ったほうがいいかなと思ひております。

そういった話をちょっと耳にしましたので。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。留意事項ですね、その点注意ということで。もし、そういうことを含めて希望団体があれば。

○委員（酒井正司君） 全くそのとおりだと思うですね。やっぱり議会という看板があると構えて、本音が聞けなかったり、表だけつらっと差しさわりのないことしか出てこない危険性もありますので、まず本音が聞ける、あるいは本当に議会に対しての希望であったり、何かの意見のお持ちのところに絞るべきだと思うんですが、ちょっと僕、不勉強で、これは提案じゃなくて、聞いてみたいと思うのは、防犯協会という団体がありますね。これ、今のテーマとも関連するんですが、どういふ……。懇談を申し込むということじゃなくて、どういふことをやっていращやるのかなあと、そういう何かちょっと興味があるなという程度の意見にとどめておいて、提案ではないです、これはね。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

ほかに御意見ございませんか。

[挙手する者なし]

なかなかこの件に意見が難しいと思ひますので、今、林委員、それから酒井委員からいただきました御意見を参考にしながら、正・副委員長で皆様の意見もまた委員会後も聞きながら探つてというか、団体を出していきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

それでは、そのようにさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

ほかに皆様方から何かございましたら。よろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

以上で本日の総務企画委員会の案件は全て終わりました。

これで総務企画委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会 午後0時19分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年9月14日

可児市総務企画委員会委員長